

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七 年 八 月 二十五 日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人学園クリニック	松江市学園一丁目九番二一号	令和 七年 十月 一日
皮フ科鈴木クリニック	松江市学園二丁目四番二三号	令和 七年 十月 一日
小林クリニック	松江市比津町一四九一ー一	令和 七年 十月 二十八日
三原医院	出雲市今市町一六〇五	令和 七年 十月 三十一日
とうぎ皮フ科クリニック	出雲市大津新崎町一丁目六四番地	令和 七年 十月 七日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年八月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

景山デンタルクリニック	ひらた歯科クリニック	名 称
大田市大田町大田イ六三六一	出雲市白枝町五六〇一	所 在 地
令和 七年 十月 一日	令和 七年 十月 二日	指 定 年 月 日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和七年八月二十五日

中国四国厚生局長

依田 泰

[illegible]